

# 令和4年度児童手当制度の一部改正のご案内

大切な2つのお知らせです。必ずご確認ください！！

## 1 特例給付の支給に係わる所得上限額が設けられます！！

⇒所得額により特例給付の支給がされない方が発生します。

## 2 現況届の提出が不要になります！！

⇒毎年6月に提出していた現況届が不要になります。

※提出が必要な一部の受給者については、裏面（2）アをご確認ください。

### (1) 所得制限限度額・所得上限限度額について

・令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が下記表の②所得上限限度額以上の場合、児童手当等は支給されません（児童手当等が消滅となります）。

・児童手当等が支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要となりますので、ご注意ください。

※町民税・県民税納税通知書等により、所得上限限度額を下回ることになった事実を知った日の翌日から15日以内にお手続きください。また、該当年度内に所得の更生等を行い、所得上限限度額を下回ることになった場合も同様にお手続きが必要です。

※児童を養育している方の所得が、下記表の①（所得制限限度額）未満の場合、児童手当を、所得が①以上②（所得上限限度額）未満の場合、法律の附則に基づく特例給付（児童1人当たり月額一律5,000円）を支給します。

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)
0人 (前年末に児童が生まれていない場合等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等)	812	1040	1048	1276

※ 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限ります。）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

※ 「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

裏面に続きます。  
必ずご確認ください！

## (2) 現況届の省略について

### ●現況届とは？

現況届とは、受給者の方が毎年6月1日の現況を届出いただき、6月以降の手当（10月支給）を受ける要件を満たしているかどうかを審査するためのものです。

**ア 鬼北町では受給者の負担軽減等のため、令和4年現況届から受給者の現況を公簿等で確認できた場合、現況届の提出を原則不要とします。**

**※ただし以下の方は、引き続き現況届の提出が必要です。**

**※現況届の提出が必要な方には、これまで通り町から現況届を送付しますので、期日までにご提出ください。**

- ①配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が鬼北町と異なる方
- ②支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ③離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ④法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ⑤その他、状況の確認のため鬼北町から案内があった方

**イ 以下の変更があった方はすみやかに町に届け出てください。必要な届出が遅れる等により過払いが発生した場合、手当ての返還を求めることがあります。**

- ①受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき（同居していたが、別居となった等、他の市区町村や海外への転出を含む）
- ②受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ③一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がなくなったとき
- ④受給者の加入する年金が変わったとき（国民年金⇔厚生年金など）
- ⑤離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
- ⑥児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ⑦国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき
- ⑧受給者や配偶者が公務員になった場合、公務員でなくなった場合（退職等）、公務員で勤務先の官署に変更があった場合（外部への派遣等）

**※申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。**

**※現況の審査が終了次第、審査結果通知等を送付予定ですので、ご確認ください。**

お問い合わせは

鬼北町役場 町民生活課 福祉係  
電話：0895-45-1111 内線：2118